

渡邊智宏



## 障害者雇用のすすめ

62

今、障害者雇用が注目され始めています。しかし、身体障害者の雇用は進んでも、精神障害者の雇用となると及び腰になってしまふのが現状です。

そこで、今回はうつ病などの精神障害者を障害者雇用する事で得られる独自のメリットについて考えてみます。

うつ病で仕事を出来なくなつてしまつた経験を持つ人は、就労に対する強い思いを持つています。働けない自分に對して情けなく思う事もありますが、やはり、仕事をしていない事で社会に繋がりを絶たれてしまつていて孤立している、と感じているという事が大きな要因でしょう。この



時に、それをネガティブな言葉と感じてしまう事もあるのです。今日は調子が悪く見えたので心配されているのかな、と受け取ってしまうこともあります。病気の負い目と責任感が根っこにあります。そこで、

うつ病の事を、やる気の問題、怠けていると考えている人も未だ多くいます。うつ病は心の病気ではなく、あくまで脳内の分泌物質などの不調であると

いう基本的な認識を全社員が共有する事が大切です。その上で、どういう対応をとつていくのが双方にとつて良いのかを全員で考え、実行していくのが

いつて欲しいのです。

ハローワークをはじめ、様々な公的機関が就労前だけでなく、就労後も継続的にサポートしてくれます。ぜひ、精神障害者の障害者雇用を検討してみて下さい。

「今日も頑張ってくれたので」と一言付け加えてなります。色々な対策を考えられますが、それらの根底に通じているのは、うつ病という「病気」と、「本人」の特性を「理解」する、という事です。例えば、何気なく「明日は来れる?」と聞いた

まだ病気には至っていないけれどちょっと調子が良くない、という人にもいち早く気づく事ができます。使う言葉や態度が変わってきて社員にとつて「優しい」「思いやり」に満ちた職場になる。文字通り「良い」職場環境が出来上がる事が精神障害者を雇用する事の最大のメリットです。つまり、精神障害者をうけいれる事こそがメンタルヘルス対策の最善の対策で、メンタルヘルス対策に行き詰まっている会社ほどチャレンジする価値があるのです。

（社会保険労務コンサルタント渡辺事務所所長、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員）

イラスト・伊藤香澄